

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等の更なる処遇改善として「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定処遇加算）が創設され、当法人の運営事業所においても算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記のうち、3の「見える化」要件とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。この要件に基づいた当法人の取り組みは以下の通りです。

特定処遇加算の取得状況

●アットすまいる御所西・アットすまいる北山松ヶ崎・アットスマイリー北大路（アットすまいる二条岡崎・烏丸七条は、特定処遇改善加算を取得していません）

処遇改善加算Ⅰ

福祉介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

職場環境要件項目 及び 当法人としての取り組み

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら保育士・福祉資格取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対するサービス提供責任者・児童発達支援管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた柔軟な勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	業務メニューや報告書の工夫などによる情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善